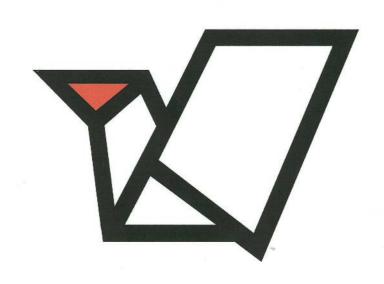
平成27年 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会



平成27年8月21日

平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録

平成27年8月21日(金曜日)

(目次)	
議事日程・場所	
付議事件	
出席・欠席議員の氏名	
説明のため出席した者の職氏名2	
職務のため出席した書記の職氏名2	
開会3	
臨時議長の選出	
広域連合長開会挨拶	
仮議席の指定4	
議長の選挙4	
副議長の選挙	
運営委員会委員の選任	
休憩	
再開	
正副委員長互選の報告6	
議席の指定	
会議録署名議員の指名6	
会期の決定 6	
諸般の報告	
・例月現金出納検査(平成27年1月分から平成27年5月分まで)の結果につ	
いて	
・神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画について7	
・神奈川県後期高齢者医療広域連合におけるマイナンバー制度(社会保障・税番	
号制度)導入への対応状況について8	
・神奈川県後期高齢者医療広域連合における情報セキュリティ対策について8	
一般質問	
みわ智恵美議員9	
林広域連合長	1
議案上程	
認定第1号 平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算	
認定について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長	3
議案関連質疑	
・尾崎太議員	
林広域連合長1	
採決····································	6
認定第2号 平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会	
計歳入歳出決算認定について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長1	7

議案 関理質	疑	
みわ智恵	美議員	8
• 林広域連	合長····································	9
	議員····································	
	合長····································	
反対討論	_	
	美議員	1
	······································	
	神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求める	1
	ロボルボ (大) 同間 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	
提案理由説	- · · · · · ·	
	月長····································	2
	······································	
21.0	後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続と負担軽減を求める陳情	_
		2
	·····································	
	$egin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
	後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続と負担軽減を求める陳情	J
	後期局即有の休険科整減特別指直の継続と負担整減を求める陳情 	
	Z	đ
賛成討論	Y = W = 0	
	美議員	
	查	
	句及び数字等の整理	
	会挨拶	
1.4-1		
会議録署名…		6
/ V= tot		
(資料)		
定例会資	料・議員名簿	
	・議席表	
	・諸般の報告	
	議案書	
議場配付資料		
	・議事日程表(第2号)	
	・議会運営委員会委員名簿(案)	
34 ID #3 / I Ver 40I	© 5588 - 74 H. +	
議場配付資料		
	・監査委員の選任について	
	・陳情文書表及び陳情書	
举相 工工 仁 》是 小小	①	
議場配付資料		
	・議事日程表(第3号)	
	・継続審査申出書	

○議事日程·場所

平成27年8月21日 午後2時 開会

於:ナビオス横浜「カナール」

日程第 1 . 臨時議長の選出

日程第 2 . 広域連合長挨拶

日程第 3 . 仮議席の指定

日程第 4 . 選挙第2号 議長の選挙

日程第 5 . 選挙第3号 副議長の選挙

日程第 6 . 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 . 議席の指定

日程第 8 . 会議録署名議員の指名

日程第 9 . 会期の決定

日程第10. 諸般の報告

日程第11. 一般質問

日程第12. 認定第1号 平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳 出決算認定について

日程第13. 認定第2号 平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14. 同意第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を 求めることについて

日程第15. 陳情第4号 後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続と負担軽減を求める陳 情

日程第16. (追加) 閉会中継続審査

○付議事件

認定第1号 平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定に ついて

認定第2号 平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定について

同意第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることに ついて

陳情第4号 後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続と負担軽減を求める陳情

○出席議員(18人)

1番	坂	井	太	1 0)番	堀	添	倭	ŧ
2番	酒	井	誠	1 1	L番	加	藤	眞	道
3番	尾	崎	太	1.3	3番	脇	b	礼	子
4番	和	田	卓 生	1 4	1番	和	田	涓	卜
5番	中	Щ	大 輔	1 5	5番	佐々	木	ナオ	13
6番	望	月	高 徳	1 7	7番	菊	地	引	5
7番	4	わ	智恵美	1 8	3番	藤	澤	菊	枝
8番	廣	田	健 一	1 9	3番	茅	沼	隆	文
9番	沼	沢	和明	2 0)番	室	伏	重	孝

○欠席議員(2人)

12番 阿部善博

16番 諸 星 光

○説明のため出席した者

広域連合長 林 文 子 副広域連合長 亚 井 竜 榛 澤 俊 成 事務局長 会計管理者 • 総務課担当課長兼会計課長 市 成 正 人 資格保険料課長 網 本 岩 崹 均 給付課長

○職務のため出席した者

 書記長
 能條直幸
 書記
 中村 集輔

 書記
 岩崎雄二郎
 書記
 林紀子

 書記
 長田薫

【臨時議長の選出】

○事務局長(榛澤 俊成君)

皆様こんにちは。事務局長の榛澤でございます。

定刻となりましたので、議事日程表第1号、日程第1「臨時議長の選出」に入らせていただきます。

本日は、本広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席議員中、年長議員でいらっしゃいます藤澤菊枝議員に臨時議長をお願いいた します。

それでは 藤澤議員、臨時議長席に御着席をお願いいたします。

○臨時議長 (藤澤菊枝君)

皆様、こんにちは。

ただいま御紹介をいただきました、藤澤菊枝でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は、18名でございます。なお、事前に 阿部善博議員、諸星光議員、 から欠席の届出がありましたので御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合 議会第2回定例会を開会いたします。

本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の 出席を求めておりますので、御報告いたします。

お手元に配付いたしました「議場配付資料①」の1ページの議事日程表第1号により順次御 審議いただきますので御了承願います。

【広域連合長挨拶】

○臨時議長 (藤澤菊枝君)

それでは、日程第2、「広域連合長挨拶」を行います。広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。林広域連合長。

〇広域連合長(林 文子君)

皆様、こんにちは。大変お暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、広域連合議会の議員改選後、初めての定例会でございます。1年間、どうぞよろしくお願いいたします。開会にあたり、皆様へ一言御挨拶を申し上げます。

平成20年4月に発足しました「後期高齢者医療制度」は、今年8年目を迎えました。被保険者数は実に93万人を超え、平成26年度の療養給付費等は、約7,155億円となっています。

被保険者の皆様に、安心して日々の暮らしを送っていただけるよう、議会の皆様の御理解と 御協力をいただき、制度の安定的な運営に力を尽くしているところでございます。

また、加速して進む少子高齢化、あるいは医療費の増加に対応し、制度を持続可能なものとしていくため、「第2次広域計画」のもと、「医療費の適正化」、「健全な財政運営」などの取組を、着実に進めてまいりました。この「第2次広域計画」は、今年度で終了となります。現在、その成果の検証を行い、第3次広域計画の策定を進めております。後ほど、この素案について御報告させていただきます。

今後とも、県内市町村と緊密に連携を図り、積極的な取組を進めてまいりますので、お力添えをお願いいたします。

本日の定例会では、「平成26年度の一般会計・特別会計決算の認定」についての議案等を 上程しております。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【仮議席の指定】

○臨時議長 (藤澤 菊枝君)

これより会議に入ります。

日程第3、「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

【議長の選挙】

○臨時議長(藤澤 菊枝君)

次に、日程第4、選挙第2号「議長の選挙」を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。本広域連合議会議長に酒井誠議員を 指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって酒井誠議員が、議長に当選されました。

酒井誠議員が議場におられますので、当選を告知いたします。以上で、私の臨時議長の職務 は終了いたしましたので、議長と交代いたします。

それでは、酒井議長、議長席にお願いいたします。

○議長(酒井 誠君)

ただいま、御推挙いただきまして、議長という要職につかせていただくことになりました 酒井誠でございます。 皆様方の御指導と御協力を得ながら、議会の運営を円滑に行っていくよう、努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【副議長の選挙】

○議長 (酒井 誠君)

それでは、お手元に配付しました「議場配付資料①」の3ページの議事日程表第2号により 順次御審議いただきますので、御了承願います。

それでは、日程第5、選挙第3号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議 長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長が指名推選することに決定いたしました。本広域連合議会の副議長に、室伏重 孝議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって 室伏重孝議員が、副議長に当選されました。室伏重孝議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました 室伏重孝議員から、御挨拶をお願いいたします。

室伏重孝副議長。

○副議長(室伏 重孝君)

ただいま御指名いただきました 室伏重孝でございます。

副議長の要職につくことになりましたことは、誠に光栄に存ずるとともに、その責任の重大 さを痛感している次第でございます。

酒井誠議長の補佐として、議会が円滑に運営されるよう、努めてまいりますので、皆様方の 御協力を賜りますよう、お願いを申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長(酒井 誠君)

ありがとうございました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

○議長(酒井 誠君)

次に、日程第6、「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」 を議題といたします。

本件は、議会運営委員会条例第5条の規定により、私から指名いたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました「議場配付資料①」の5ページ議会運営委員 会委員名簿案のとおり、8人の議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決 定いたしました。

議会運営委員会条例第7条の規定により、正副委員長の選任等を行うため、ただいまから、 向かいの部屋オリージャにて議会運営委員会を開催します。本会議は暫時休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時25分 再開

【正副委員長互選の報告】

○議長(酒井 誠君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の報告がありましたので、書記に報告 させます。

○書記長(能條 直幸君)

御報告いたします。議会運営委員会委員長、阿部善博議員、副委員長、脇礼子議員、以上でございます。

○議長(酒井 誠君)

ありがとうございました。

【議席の指定】

○議長(酒井 誠君)

次に、日程第7、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、「定例会資料」の「資料2」にございます議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長(酒井 誠君)

次に、日程第8、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、7番、みわ智恵美議員、及び11番、 加藤眞道議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長(酒井 誠君)

次に、日程第9、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長(酒井 誠君)

次に、日程第10、「諸般の報告」を行います。

「定例会資料」の「資料3」を御覧ください。

「例月現金出納検査の結果について」平成27年1月分から平成27年5月分までの例月現金出納検査が実施され、その結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

次に「神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画について」事務局長の報告を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長(榛澤 俊成君)

神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画について、御報告申し上げます。

「定例会資料4-1」を御覧ください。

項目の1の「第3次広域計画の作成について」ですが、27年度で、現在の広域計画期間が 満了しますので、次の第3次広域計画を作成いたします。

作成にあたりましては、「素案」について今回報告させていただいた後、パブリックコメントを実施いたします。その後、出された意見も参考に、「第3次広域計画案」を作成し、28年第1回定例会に議案として上程する予定です。

「第3次広域計画の構成」と「作成スケジュール」は、次の2と3のとおりでございます。 次に、次の資料、4-2『第3次広域計画素案概要版』を御覧ください。

1の(2)にございますように、計画期間は、28年度から33年度までの6年間としております。

次に、3の「現状と課題」でございますが、下のグラフにございますように、県内の75歳以上の被保険者と総医療費は、今後も増加をしていく見込みで、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる、37年度には、被保険者数は、26年度の1.6倍となる148万5,000人、総医療費は、26年度実績額の1.7倍となる、1兆3,454億円となることが見込まれております。

裏面を御覧ください。

増大する医療費に対応し、持続可能な制度としていくために、「医療費の適正化」、「健全な制度運営」、「被保険者の健康の保持増進」に一層取組んでいく必要があると考えております。

次に、4の「基本方針と施策の方向性」でございますが、第2次計画の振返りも踏まえまし

て、第3次広域計画の施策の柱を、(1)「医療費の適正化」、(2)「健全な制度運営」、(3)「保健事業の推進」、としたいと考えております。

それぞれの、基本方針は、(1)の「医療費の適正化」では、「医療費の適正化の取組みを 推進することで、年々増大していく医療費の抑制を図る」、(2)の「健全な制度運営」では、 「市町村等と連携・協力して、健全で効率的な制度運営を行い、持続可能な医療保険制度とし ていく」、(3)の「保健事業の推進」では、「被保険者の健康の保持・増進のために、保健 事業実施計画を着実に実施する」としております。

主な取組は、それぞれ記載のとおりでございます。なお、第3次広域計画素案の本体は、次の資料4-3にございます。後程御覧いただければと存じます。

報告は、以上でございます。

○議長(酒井 誠君)

次に「神奈川県後期高齢者医療広域連合におけるマイナンバー制度、社会保障・税番号制度 導入への対応状況」について事務局長の報告を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長(榛澤 俊成君)

「マイナンバー制度導入への対応状況」について、御報告いたします。

「資料 5」を御覧ください。最初に、1の「スケジュール」についてですが、28年1月から、後期高齢者医療制度でも、マイナンバーの利用が開始されます。

次に、2の「制度導入に向けたこれまでの対応状況」についてですが、これまでに、「被保 険者に対する制度の周知」、マイナンバーに関して、個人情報の適正な取扱いを確保するため、 「個人情報保護条例の改正」、などを行ってまいりました。

(3)の「特定個人情報保護評価の実施」につきましては、広域連合として、マイナンバーが入ったファイルをどう取り扱い、情報流出等のリスクをどのように軽減するか、についての計画を作成し、その評価を行っております。

この評価につきましては、住民からの意見聴取と第三者による点検も実施をしております。 裏面を御覧ください。3の「制度導入に向けた今後の対応予定」ですが、基幹システムをマイナンバー制度に対応させる改修を行い、登録テストを実施した後、市町村と連携して、システムへのマイナンバーの登録を行います。これらの作業を、12月末までに完了させる予定でございます。

報告は以上でございます。

○議長(酒井 誠君)

次に「神奈川県後期高齢者医療広域連合における情報セキュリティ対策について」事務局長の報告を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長(榛澤 俊成君)

「当広域連合における情報セキュリティ対策について」御報告いたします。

資料6を御覧ください。日本年金機構で発生した、個人情報の流出問題を受け、本広域連合で取りました対応について、御報告するものです。

1の「本広域連合のシステムの現状」ですが、被保険者データを保有する基幹システムは、 外部と接続していない閉じたシステムとなっています。また、インターネットと接続している、 職員が事務作業に使用する庁内システムともつながっておりません。

次に、2の「対応」ですが、職員には不審メールを開かないよう、再度、徹底いたしました。 また、基幹システムの個人情報データを、庁内システムに移すことを原則禁止するとともに、 業務の都合上、基幹システムから、データを取り出さなければならない場合は、暗号化できる 媒体か、外部から遮断されている専用回線を使用することを徹底しました。

さらに、基幹システムから取り出したデータは、業務終了後、速やかに削除することも徹底 しております。なお、市町村へも、同様の取り扱いをお願いしております。

報告は以上でございます。

【一般質問】

○議長(酒井 誠君)

次に、日程第11、「一般質問」を行います。

一般質問は、本日配付いたしました「議場配付資料②」の1ページにあります、「一般質問発言通告表」のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にしていただき、進行を図りたいと思いますので、御了承の上、 御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

みわ智恵美議員から通告がありましたので、発言を許します。

みわ智恵美議員。

○7番議員(みわ 智恵美君)

横浜市から選出されています、みわ智恵美です。

質問の第一は、この間の国の動向について、全面総報酬制の導入について伺います。

2013年8月6日に出された社会保障制度改革国民会議の「最終報告」では、後期高齢者 医療制度について、「現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を 踏まえ、必要な改善を行うことが適当」としていました。そして国は、その年の12月には、 いわゆる社会保障改革プログラム法・「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推 進に関する法律」を成立させ、1、保険料に係る低所得者の負担の軽減、2、被用者保険等保 険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを標準報酬総額に応じた負担とする、3、負担能力に 応じた負担を求める観点からの高額療養費等の見直し、を行うことを法制化しました。

高齢者医療制度の財政の安定化を図ろうとすれば、その財源が、国費をはじめとする公費負担、現役世代の支援金、高齢者自身の保険料負担によって賄われていることから、ほとんどの方の収入が一定のものとなった高齢者の保険料負担の増大を抑制するには、国費を増やすか現

役世代の支援金を増やすしかありません。

そこで、後期高齢者支援金については、2014年の6月の「骨太方針2014」で、「被用者保険者間の負担能力に応じた負担とする」と早速改定しました。2015年1月の「医療保険制度改革骨子」社会保障制度改革推進本部決定では、「被用者保険の後期高齢者支援金については総報酬部分を段階的に引き上げて 平成29年度から全面総報酬割を実施する」との方針を出しました。

これは、国費を投入すること無く、現役世代に如何に負担増を強いるかにのみ知恵を絞ったものと思われます。この経緯をどう認識されているのか、伺います。

次に、後期高齢者医療制度について「定着している」とした問題です。

先ほど述べましたように、2013年8月の国民会議の「最終報告」で、後期高齢者医療制度については「十分定着している」と評価しました。しかし、同年12月に法制化したいわゆる社会保障改革プログラム法では、「保険料に係る低所得者の軽減」を謳いながら、翌年6月の「骨太方針2014」では「保険料軽減措置について段階的に見直しを進める」としました。そして、2015年1月の社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」では、「保険料軽減特例について、段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻す」と明確化しました。この事態の中、不安と怒りが渦巻く世論となりましたが、3月の「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正では、保険料の均等割額について5割軽減の基準を24.5万円から26万円に、2割軽減を45万円から47万円に広げ、軽減対象を拡大しました。

「定着している」と評価し、「保険料軽減特例の段階的見直し」まで求めながら、均等割額の5割軽減、2割軽減の対象を増やさざるを得ないというのは、「定着している」どころか、保険料の滞納者は依然多いという現状からも低所得者の保険料負担が耐え難いものになっていることを国自ら認めていることではないでしょうか。

「定着している」この点についての、連合長の見解を伺います。

後期高齢者医療保険制度の最大の問題は、後期高齢者自身の保険料負担です。後期高齢者は年金など所得が一定です。神奈川県の高齢者のほぼ9割が200万円以下の所得です。ですから、保険料の低所得者対策の拡充を進めてこなければ安定性は保てませんでした。ところが驚いたことに、今年1月の社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」では、「保険料軽減特例について、段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻す」との方針を掲げたのです。

それには、ただし書があり「急激な負担増となる者には、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとし、具体的な内容は今後検討する」としていますが、この重大な方針の決定について連合長はどのように考えられているのでしょうか。また、この点についての国からの報告があったのでしょうか伺います。

後期高齢者の特例軽減は、切実な要求を掲げて高齢者が反対世論を押し上げて作られたものであり、国としても制度の安定性確保のために行っています。特例軽減をつくり、それらを

「恒久措置」としたことが、定着の土台となっています。神奈川県内でも加入者の半数近い42万6539人が対象です。「保険料軽減特例について、段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻す」との方針のままに廃止されれば、保険料は2倍から10倍もの負担増になると言われています。

医療・介護・消費税等での負担増が押し寄せている中で、軽減措置を廃止するなど、高齢者の命とくらしにかけて許されることではないと思います。高齢者医療制度の維持の点からも連合長として、原則本則に戻すという方針については中止の申し入れを行うべきと思いますが、その決意を伺います。

第3次広域計画素案についていくつか質問します。主な特徴の一つは、6か年計画となっていることです。これだけの中期的な計画となると、被保険者数の伸びはある程度把握できたにしても、医療費の伸び、被保険者の所得水準、保険料の伸び等は予測が困難なはずです。ところが、均等割額と所得割率保険料の見込み数値が示されています。給付費・総医療費の増大に合わせて保険料負担が増えるという後期高齢者医療制度の過酷な姿が見えてまいります。保険料負担が増大することが予想されながら、どう抑制を図るのかの方針も対策も講じられていないことは重大な欠陥といわなければなりません。国庫負担の調整交付金算定の改革、東京都広域連合に見られるような神奈川県や県内市町村への協力要請、財政安定化基金の活用、年度末剰余金の活用など、極力保険料負担の増大を抑制する方向性を明記すべきだと思いますが、連合長の見解を伺います。

次に、「健全な制度運営」に関わってです。市町村との連携の推進などを掲げ、「広域連合と市町村が役割を分担しており、円滑な制度運営には相互の協力、連携が不可欠」としていますが、住民意見の反映で欠かせない広域連合議会に関する位置づけがありません。理事者側の協議が中心です。

また、全市町村議会を代表する広域連合議会になっていないことへの言及もありません。二元代表制を高めて、住民の意思を代弁する議会の構成を検討することが必要ではないでしょうか。改善・打開策についての連合長の見解を伺い一般質問を終わります。

○議長(酒井 誠君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。 林広域連合長。

〇広域連合長(林 文子君)

みわ議員の御質問にお答え申し上げます。

全面総報酬割の導入についてですが、後期高齢者支援金について、加入者数に応じた負担では、財政力の弱い保険者に負担が重くなっている現状があります。

今回、これを是正するため、「負担能力に応じて負担」していただくという、考え方に基づき、29年度から、全面総報酬割が実施されます。

今後、高齢化が進展していく中で、持続可能な医療保険制度としていくため、負担能力に応じた負担という考え方は、必要な視点であると考えております。

後期高齢者医療制度の定着についてですが、本制度は、20年4月の制度開始から7年が経過し、これまで、大きな制度の変更もなく推移してきています。

また、本広域連合についても、市町村や広域連合の事務局などにおいて、円滑に制度が運営 されてきていることから、制度は定着してきているものと考えています。

保険料軽減特例の見直しについてですが、この特例措置については、後期高齢者医療制度が 始まる際に、激変緩和の観点から、政令で定められている軽減率に加えて、更なる軽減措置を 行っているもので、毎年度、国の予算措置により実施されています。

平成27年1月に、内閣総理大臣を本部長とする社会保障制度改革推進本部において、平成29年度から原則的に本則に戻すことなどの見直しの方針が示されました。

本広域連合としては、平成27年6月に、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、低 所得者等に対する保険料軽減特例措置については、その生活に影響を与える保険料とならない よう現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、 きめ細やかな激変緩和措置を講ずることを国に対して要望しています。

保険料軽減特例の見直しの中止を申し入れるべき、とのことについてですが、

ただ今答弁しましたとおり、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国へ要望している ところであり、国の動向を注視していきます。

広域計画素案における保険料抑制策についてですが、第3次広域計画素案では、計画期間中の施策の柱として、「医療費の適正化」や、「保健事業の推進」を掲げていて、これにより、 医療費の伸びを抑える取組を進めていくことが、保険料の抑制にもつながっていくものと考えています。

剰余金の活用などにより、引き続き保険料の抑制には努めていきますが、更に抑制を図るには、市町村に、法律で定められた負担率以上の負担をお願いする必要があり、厳しい財政状況の下では、実現は困難であると考えています。

こうしたことから、広域計画素案に保険料の抑制策そのものについては盛り込んでいないも のです。

市町村それぞれから議員を選出することについてですが、広域連合議会の議員定数は、審議 事項が後期高齢者医療制度のみであり、議会運営を効率的に行うために、議員数を必要最小限 に抑える、という考え方に基づき、現在の20名とされています。

また、広域連合議会の議員は、広域連合区域内全体の代表と位置づけられ、なるべく公平に 住民の意見を反映させるために、県内を8つのブロックに分けて選出されています。

仮に、全市町村から1名を選出することとすると、定数が33名に増えることとなります。 また、人口の一番少ない市町村と、一番多い市町村では、議員1人あたりの人口でみると、 1,000倍以上の格差が生じることとなります。

従いまして、議会運営の効率性と、公平性の観点から、現在の選出方法が妥当であると考えています。

以上、みわ議員の御質問に御答弁申し上げました。

○議長(酒井 誠君)

よろしいでしょうか。

以上で、一般質問は終了いたしました。

【平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について】

○議長(酒井 誠君)

次に、日程第12、認定第1号「平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳 入歳出決算認定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長(榛澤 俊成君)

認定第1号について、御説明申し上げます。

「定例会資料7-3」の1ページを御覧ください。

「平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」ですが、地方自治法第292条において準用する、同法第233条第3項の規定に基づき、「資料7-12」の監査委員の審査意見書を付けまして、議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

決算の内容について御説明申し上げます。

決算の概要の資料を作成しましたので、それにより説明させていただきます。恐れ入りますが、資料を2つ戻っていただいて、「資料7-1」の「26年度一般会計歳入歳出決算の概要」を御覧ください。

1の「平成26年度決算と財政の状況」でございますが、26年度決算は、収入総額24億 2,900万円、支出総額23億4,753万円で、収支差引額は、8,147万円の黒字と なりました。

基金からの「繰入金」、前年度からの「繰越金」、「基金積立金」等を除いた単年度の収支に、国庫支出金等の精算額を考慮した、精算後単年度収支差引額は、1億7,884万円の赤字となりました。

単年度収支で赤字となっているのは、2年に一度行われる保険証の一斉更新の費用を、財政調整基金からの繰入金で賄っていることによるものです。収支差引額8,147万円から、27年度に国へ返還する、26年度の国庫支出金の精算額1,050万円を除いた7,097万円が、実質的な剰余金で、これは27年度に財政調整基金に積む予定です。これに、27年3月末の基金残高を加えた5億4,156万円が、現段階での、当広域連合の余裕資金といえます。下の表には、25年度との比較を記載しておりますので、参考にしていただければと存じます。

次に、2の「歳入の主な内訳」でございますが、市町村負担金は、17億4,920万円で、

県内市町村からの共通経費負担金です。繰入金は、2億5,695万円で、被保険者証一斉更新の経費に充てる財政調整基金繰入金などです。国庫支出金は、2億1,686万円で、国からの特別調整交付金と事業費補助金です。

裏面を御覧ください。3の「歳出の主な内訳」でございますが、電算システム関係費、5億7,979万円、資格管理事業費は、3億6,626万円で、被保険者証の一斉更新等の経費です。広域連合事業費負担金は、3億3,213万円で、事務局職員44名の人件費負担金です。医療費適正化事業費は、3億2,287万円で、資格過誤の点検、診療報酬明細書等の点検、など、医療費適正化に係る経費です。4の基金の状況につきましては、表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(酒井 誠君)

尾崎太議員。

これより質疑に入ります。

認定第1号について、尾崎太議員から通告がありましたので発言を許します。

○3番議員(尾崎 太君)

横浜市から選出されております尾崎太でございます。通告に従いまして議案関連の質問をいたします。

私からは、まず、一般会計歳入歳出決算の総括について伺います。

一般会計は電算システムの運営管理に係る経費や被保険者の資格管理に係る経費、あるいは 広域連合の事務局職員の人件費などであり、広域連合の運営に係る基礎的な経費となっていま す。この財源は市町村の負担金などで賄われており、事務の効率的な執行や、費用対効果を考 えた事業の執行が求められています。

そこで、まず、平成26年度の一般会計決算を総括して、連合長の所感を伺います。

次に、医療費の適正化について質問します。高齢化社会を迎え、医療費の増大が指摘され、 その抑制が求められています。広域連合としても、医療費の適正化の取組を進めていますが、 その財源に公費、税金が充てられていることから、費用対効果の視点を持つことが重要だと考 えます。

そこで、医療費適正化の主な取組について、その費用と効果について伺います。

また、毎年の所得の変動により窓口負担が、「1割負担」から「3割負担」に変更となった 方が、病院の窓口で低い負担割合のまま支払ってしまうことがあり、これにより生じた差額の 返還請求を、広域連合では平成26年度から本格的に実施していると聞いています。

本来負担すべき金額の返還を求めることは、入るべき収入を確保すること、また、負担の公平性の観点から必要であると考えます。そこで、負担割合相違による不当利得返還請求の実施状況について伺います。

最後に、被保険者証のカード化について伺います。 26年度は被保険者証の一斉更新の年度 で、被保険者の方々に新たな被保険者証を交付していますが、神奈川県の後期高齢者医療の被 保険者証は、制度発足時から現在と同じ大きさの被保険者証を交付しております。

現在では、クレジットカードやポイントカードが普及し、カードサイズに慣れていることや、 財布などに入れやすいということから、カードサイズを希望される被保険者の方々から私のも とにも多く要望が寄せられています。

そこで、この被保険者証をカードサイズにして欲しいという要望について、どのようにお考えか、伺います。今後はさらに市民の利便性とセキュリティを考慮しながら、導入予定であるマイナンバー制度の関連を含め、カード化の検討をしていただくことを要望し、私の質問を終わります。

○議長(酒井 誠君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。林広域連合長。

〇広域連合長(林 文子君)

尾崎議員の御質問にお答え申し上げます。

26年度一般会計歳入歳出決算の所感についてですが、一般会計歳出決算の予算現額に対する執行率は、96.12%となり、適切な予算執行ができたと考えています。

一方、単年度収支でみると、約1億8,000万円の赤字となりました。これは、2年に一度行われる被保険者証の一斉更新に3億500万円かかったことによるもので、経常的な経費ではないため、当初予定どおり、財政調整基金から2億5,000万円を取り崩して、対応しております。

最終的には、国庫支出金の精算後に、7,100万円の剰余金が生じ、これを財政調整基金 に積むことができますので、堅実な財政運営ができていると考えています。

こうした中で、いわゆるジェネリック医薬品の普及を目的とした、後発医薬品利用差額通知の送付と、同じ疾病で多くの医療機関にかかったり、頻繁に受診する、重複・頻回受診者への訪問指導を新規に実施することができ、医療費適正化の今後の推進につながる結果になったことが、26年度の一つの成果であると考えています。

医療費適正化の主な取組の費用と効果についてですが、医療費適正化の主な取組として、レセプト二次点検、後発医薬品利用差額通知の送付、重複・頻回受診者への訪問指導を実施しました。

レセプト二次点検については、広域連合では、点検効率の高い7万点以上のレセプト約13万件を委託により実施し、その費用は約731万円となりました。効果額は、県内市町村実施分を含めると、約13億円となっています。

次に後発医薬品利用差額通知の送付については、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額をお知らせする通知を、26年9月に、約2万人の方に発送しました。費用は約239万円で、26年9月から27年3月診療分までの7か月分で、保険者負担分約5,637万円の削減効果がありました。

次に重複・頻回受診者への訪問指導については、同じ医療機関を、1か月に15回以上受診 した方などの条件で、レセプトのデータから152人を抽出しました。このうち38人に対し て、保健師などが、実際に自宅を訪問し、指導することができました。費用は約94万円で、6名の方が受診の仕方が変わったことなどにより、総医療費で約50万円の効果がありました。不当利得返還請求の実施状況についてですが、これは、所得の変更などで、医療機関等での自己負担割合が、1割から3割にさかのぼって変更になったことなどにより、既に支払った一部負担金に2割分の差額が生じている方に対し、返還を求めるものです。この返還請求については、24年度に、本広域連合を含めて全国23の広域連合が、取組が不十分として、会計検査院から指摘を受けました。その後、システムを開発し、26年度に過年度分を含めて返還請求を行いました。26年度に8,342件の納入通知書を送付し、請求額は2億3,987万円、収納額は1億6,377万円となりました。未納額は、7,611万円で、収納率は68.

なお、自己負担割合が逆に3割から1割に変更になった方についても、文書でお知らせをして、差額の還付に取り組んでいます。

被保険者証カード化の要望への考えについてですが、26年度中に、コールセンターなどに30件程度の御要望を頂戴しています。27年1月に、本広域連合の39名のモニターの皆様にアンケートを実施したところ、「カード化した方がよい」という御意見と「現在の大きさのままの方がよい」という御意見は、ほぼ同数でした。

カード化することにより、財布に入れて携帯しやすくなるというメリットがありますが、一 方で、現在の大きさの方が、紛失しにくく、文字が大きくて見やすい、とも考えております。

現在の大きさに慣れた被保険者の皆様に、御不便をおかけしないことも重要ですが、将来的 にカード化も視野に入れていくべきことでございます。変更には費用もかかることから、引き 続き、慎重に検討していきたいと考えております。

以上、尾崎議員の御質問に御答弁申し上げました。

○議長(酒井 誠君)

27%です。

よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を終結します。

認定第1号について、討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。 お諮りいたします。認定第1号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は認定することに決定しました。

【平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について】

○議長(酒井 誠君)

次に、日程第13、認定第2号「平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長(榛澤 俊成君)

認定第2号について、御説明申し上げます。

「定例会資料7-3」の3ページを御覧ください。「平成26年度神奈川県後期高齢者医療 広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ですが、地方自治法第292条 において準用する、同法第233条第3項の規定に基づき、「資料7-12」の監査委員の審 査意見書を付けまして、議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

決算の内容について御説明申し上げます。決算の概要の資料を作成しましたので、それで説明させていただきます。恐れ入りますが、資料をひとつ戻っていただきまして、資料7-2 「26年度特別会計歳入歳出決算の概要」を御覧ください。

1の「平成26年度決算と財政の状況」でございますが、26年度決算は、収入総額7,731億4,235万円、支出総額7,485億8,843万円で、収支差引額は、245億5,393万円の黒字となりました。 基金からの「繰入金」、前年度からの「繰越金」、「基金積立金」等を除いた単年度の収支に、国庫支出金等の精算額を考慮した、精算後単年度収支差引額は、33億602万円の黒字となりました。 収支差引額245億5,393万円から、27年度に国等へ返還する26年度の国庫支出金等の精算額212億4,183万円を除いた33億1,210万円が、実質的な剰余金で、これは27年度に、療養給付費等支払準備基金に積む予定です。これに、27年3月末の基金残高を加えた123億5,030万円が、現段階での、当広域連合の余裕資金といえます。下の表には、25年度との比較を記載しておりますので、参考にしていただければと存じます。

次に、2の「歳入の主な内訳」でございますが、支払基金交付金は、3,148億

- 6,112万円で、これは現役世代からの支援金です。国庫支出金は、2,227億
- 4, 127万円で、療養給付費等の負担金や調整交付金などです。保険料納付金は、826億 8,994万円で、滞納繰越分を含む保険料納付金です。

次に、保険料納付金を除く市町村支出金は、670億2,660万円、県支出金は、572億6,468万円で、いずれも療養給付費等の負担金です。

裏面を御覧ください。次に、3の「歳出の主な内訳」でございますが、保険給付費は、

7,198億550万円で、その内訳としまして、療養給付費等が7,155億4,439万円、審査支払手数料が19億4,532万円、葬祭費が23億1,580万円となっています。なお、平均被保険者数、療養給付費、1人あたり医療費、の推移を記載しましたので、御参考にしてください。いずれも、若干伸びが鈍化しております。保健事業費は、21億5,315万円で、市町村が行う健康診査事業への補助金です。

次に、4の「財政運営期間の状況」でございますが、26年度は、現在の保険料率が適用される、2か年の財政運営期間の1年目にあたります。平均被保険者数については、保険料算定時に91万4千人と見込んでいましたが、90万4千人となりました。

また、医療給付費についても、7, 395億円と見込んでいましたが、1人あたり医療費の伸びを1. 7%と見込んでいたのが、0. 1%になったことなどにより、7, 155億円とな

りました。一方、保険料収納額等については、958億円と見込んでいましたが、現年度分及 び滞納繰越分の、保険料収納率が向上したこと、などにより976億円となりました。

こうしたことから、財政運営期間の1年目は、保険料算定時に立てた見込みよりも、収入は 上回るとともに、支出は下回り、少し余裕を持った財政運営となっております。5の「基金の 状況」につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(酒井 誠君)

これより質疑に入ります。

認定第2号について、みわ智恵美議員から通告がありましたので発言を許します。 みわ智恵美議員。

○7番議員(みわ 智恵美君)

横浜市のみわ智恵美です。

認定第2号、平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算について質問します。

第一に、保険料の値上げについてです。政府は2012年3月、社会保障と税の一体改革関連法を強行可決し、2014年4月、消費税増税を決めました。増税分は社会保障に回すといいながら、2013年12月には、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」をこれも強硬に可決させて、消費税増税しながら、後期高齢者支援金の全額総報酬割の導入を決めました。そして、昨年の当議会第一回定例会で「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」を行い、2014年度と2015年度の保険料率を決めました。均等割額はプラス1、481円、所得割率はプラス0.29%とそれぞれ引き上げました。一人当たりの平均保険料では、東京に次ぐ2番目に高い保険料となっています。

後期高齢者医療制度導入以降、保険料軽減措置が次々と導入され、それが恒久措置となるなど、高齢者の実態に合わせた負担軽減策が何とか実行されました。消費税8%への増税に加え、介護保険等の負担増など推し進められる中で、後期高齢者の生活を圧迫する値上げが行われたことについて、広域連合長の見解を伺います。

二つ目は、きめ細やかな納付相談について制度開始時には2万人を超える保険料滞納者がいました。低所得者への保険料軽減措置が取られる中でも、1万3千人台の滞納者がいます。如何に、後期高齢者の生活実態から保険料負担が耐え難いものであるかを物語っています。これまでの短期証の交付件数や交付基準は県内の自治体によって異なり、差し押さえ件数についても自治体により差があります。

件数の多い自治体は、納付相談において高齢者等に対する配慮がなく、一律の対応を取っているのではないでしょうか。自治体職員の問題ではなく、自治体リストラのために人員の減少で、住民に行き届いたサービスができなくなっているのではないでしょうか。滞納者への早期の対応が、納付が困難な方を発見するだけでなく、命に係わる事態を未然に防ぐことにもなる

のではないでしょうか。きめ細やかな納付相談が、高齢者の安心や安全のためにも必要と考えますが、広域連合長の見解を伺います。

三つ目は、調整交付金の具体的な要望について保険料を高めている要因の一つに、国からの調整交付金の減額があります。神奈川県は被保険者の所得額が高いとの判断で、交付額が少なくなっています。神奈川県内の後期高齢者は、全国で一人あたりが30番目という医療費の状況です。このような実勢を加味することや、特に低所得者数に着目した方式にするなど、国に対して調整交付金増加を要望して保険料の抑制を図るべきだったと思いますが、国への要望は具体的にはどのように行ってきたのでしょうか。

最後に、神奈川県独自の保険料軽減について、東京都のように、神奈川県においても、葬祭費・審査支払手数料・保健事業・財政安定化基金拠出金・収納率による影響分を求めて、保険料の軽減策を独自に導入すべきと考えますが、この点についての連合長の見解を伺い質問を終わります。

○議長(酒井 誠君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。林広域連合長。

〇広域連合長(林 文子君)

みわ議員の御質問にお答え申し上げます。

保険料の引き上げについてですが、保険料で賄うべき医療給付の経費の増加が見込まれましたので、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、2年間の財政の均衡を保つため、必要な引き上げを行ったものです。

算定にあたっては、急激な上昇とならないよう、剰余金の活用などにより、その抑制を図っています。26年3月の「第1回定例会」で提案し、議決をいただいています。

きめ細やかな納付相談についてですが、保険料の徴収は、法律上、市町村が行うこととなっています。広域連合といたしましては、「保険料収納対策に係る実施計画」を策定し、その中で、市町村の取組として、「夜間・休日における納付窓口を設置するなどにより、接触機会を増やすなどして、被保険者の個々の事情を十分に把握し、きめ細やかな納付相談を行う」こととしています。

市町村においては、被保険者の皆様それぞれの、経済状況などの実情を、十分に把握した上で、必要に応じて分納を行うなど、きめ細やかな納付相談が実施されているものと考えています。

調整交付金の具体的な要望についてですが、本広域連合が加入している、全国後期高齢者医療広域連合協議会から、毎年、厚生労働大臣へ要望を行っています。本年6月10日に提出した要望書では、「調整交付金については、大都市部を含む保険者に不利益が生じないよう拡充を図ること」を要望しています。

神奈川県独自の保険料軽減についてですが、本広域連合において、独自に更なる軽減措置を 行うためには、その財源として、法定の負担に加えて、県と市町村の追加負担が必要となりま す。厳しい財政状況下において、県と市町村に法定の負担に加えて、新たな負担をお願いする ことは難しく、制度を創るには、全市町村の合意も必要なことから、独自の軽減制度を導入することは困難であると考えています。以上、みわ議員の御質問に御答弁申し上げました。

○議長(酒井 誠君)

よろしいでしょうか。

次に、廣田健一議員から通告がありましたので、発言を許します。

廣田健一議員。

○8番議員(廣田 健一君)

川崎市から選出されております廣田でございます。

通告に従いまして、議案関連の質問をいたします。

平成26年度の特別会計決算については、支出総額が7,485億円という、とても大きな 規模となっており、前年度と比較しても約438億円増加しています。

特別会計の支出の大半を占める保険給付費は、今後も高齢化のより一層の進行や、医療の高度化による医療費の増加にともない、さらに拡大していくことが見込まれます。

そこで、まず、平成26年度特別会計歳入歳出決算を総括して、広域連合長として、どのように捉えているのか、伺います。

また、本日の第3次広域計画素案の報告の中でも説明がありましたが、いわゆる団塊の世代が75歳を超える平成37年度には、被保険者数は平成26年度の1.6倍となる148万5千人、同じく総医療費は1.7倍となる1兆3,400億円余となり、今後ますます被保険者と医療費の増加が見込まれます。

こうした中で、広域連合では、今後どのように後期高齢者医療制度を運用していこうとして いるのか、考えを伺います。以上です。

○議長(酒井 誠君)

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。林広域連合長。

〇広域連合長(林 文子君)

廣田議員の御質問にお答え申し上げます。

26年度特別会計歳入歳出決算を、どのように捉えているかについてですが、各市町村の御努力により、保険料の収納率が過去最高の99.31%にアップし、一方で、医療給付費は見込みよりも伸びなかったことなどにより、収支差引額は245億5,400万円の黒字となりました。

この収支差引額から、国庫支出金等の精算額を除いた実質的な剰余金は33億1,200万円となり、療養給付費等支払準備基金90億3,800万円を加えた、123億5,000万円を余裕資金として持つことができました。

この額は、年間の医療給付費7,155億円のうち、保険料で賄う額の16%に相当するものです。こうしたことから、26年度に設定した、現在の保険料率の、財政運営期間1年目として、健全な財政運営ができたものと考えています。

今後の後期高齢者医療制度の運用についてですが、今後も医療費の増大が見込まれる中にあ

って、制度を維持していくためには、より中長期的な視点をもって、制度を運用していく必要 があると考えております。

常にそうした視点をもちながら、国庫補助の活用や保険料の確実な収納による財源の確保、 簡素で効率的な業務執行などにより、健全な財政運営を行っていきます。

あわせて、医療費の適正化や被保険者の健康の保持・増進の取組を通じて、少しでも医療費の伸びが抑えられるようにしていくことで、安定した、持続可能な制度となるよう努めてまいります。

以上、廣田議員の御質問に御答弁申し上げました。

○議長(酒井 誠君)

よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。認定第2号について、みわ智恵美議員から通告がありましたので、 発言を許します。

みわ智恵美議員。

○7番議員(みわ 智恵美君)

平成26年度神奈川県後期高齢者広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

まず、決算年度には保険料の引き上げを行い、後期高齢者の生活をさらに圧迫するものとなったことです。一人当たりの平均保険料では、東京に次ぐ2番目に高い保険料となり、後期高齢者医療制度導入以降、保険料軽減措置が次々と導入されても毎年1万3千人台の滞納者が出ています。

毎年のように年金が目減りし、後期高齢者の9割近い方が200万円以下の所得でつつましい生活を送っておられます。消費税8%への増税に加え、介護保険料の負担増が推し進められる中での値上げが行われました。

第二は、保険料増大を抑制する努力が不十分であることです。年度末の剰余金、財政安定化基金への積み立ての中止は一定評価できますが、保険料値上げに重大な影響を与える国庫負担の調整交付金算定の改革や、東京都広域連合に見られるような神奈川県や県内市町村への協力要請がきわめて不十分でした。

第三に、保険料滞納者への丁寧な配慮がなされず、強権的な取り立てである差し押さえを倍増させている自治体があることです。今後の負担増への不安が広がっています。この機会に何としても以前の老人保健制度にもどし、国の功労者である後期高齢者を大切にする姿勢を取り戻すべきことを国に働きかけるべきことを、強く求めて討論を終わります。

○議長(酒井 誠君)

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。認定第2号について賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて】

○議長(酒井 誠君)

次に、日程第14、同意第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、「自己の一身上に関する事件については、その議事に 参与することができない。」とありますので、8番、廣田健一議員の退席を求めます。

(廣田議員 退席)

事務局に提案理由の説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長(榛澤 俊成君)

同意第2号について、提案理由を御説明申し上げます。

「議場配付資料②」の5ページを御覧ください。広域連合議員のうちから選任している、監査委員の任期満了に伴い、新たに 廣田健一議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。

廣田氏の略歴は、裏面の6ページの履歴書のとおりでございまして、監査委員の適任者と存 じます。選任について、議会の御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(酒井 誠君)

同意第2号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。同意第2号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって本件は、同意することに決定しました。

退席中の廣田健一議員の入場を許可します。

(廣田議員 入場)

ただいま選任同意をしました、監査委員の廣田健一議員から、御挨拶をお願いします。 廣田健一議員。

○8番議員(廣田 健一君)

ただ今、議員の皆様方から、御賛同をいただき監査委員に就任しました 廣田健一でございます。

7,000億円を超える広域連合の財政運営についての監査の必要性と重要性を深く認識し、 誠実かつ公正な立場から、監査委員という職務を全うしてまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(酒井 誠君)

ありがとうございました。

【陳情】

○議長(酒井 誠君)

次に、日程第15、陳情第4号「後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続と負担軽減を求める陳情」について議題といたします。

お手元に配付いたしました「議場配付資料②」の7ページを御覧ください。本1件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

なお、報告がありますので、書記に報告させます。

○書記長(能條 直幸)

本日、陳情者から「議場配付資料②」の9ページの陳情書について、陳情趣旨の2行目、「神奈川県でも約87万人」を「約41万人」に訂正したいとの御連絡がありました。報告は以上でございます。

○議長(酒井 誠君)

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時25分 休憩

午後3時42分 再開

【委員会報告(陳情第4号)】

○議長(酒井 誠君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15、「陳情第4号について」、議会運営委員会へ付託いたしましたので、報告を求めます。

本日、阿部委員長は、欠席されておりますので、脇副委員長に報告を求めます。

脇議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長(脇 礼子君)

ただいま議題となりました「陳情第4号について」、議会運営委員会における審査の結果を、 御報告申し上げます。

お手元に配付いたしました「議場配付資料③」の1ページを御覧ください。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたしました。以上で御報告を終わります。

○議長(酒井 誠君)

ありがとうございました。

ただいま、議会運営副委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたが、本件については、みわ智恵美議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。

みわ智恵美議員。

○7番議員(みわ 智恵美君)

陳情第4号「後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続と負担軽減を求める陳情」について、 運営委員会の不採択の結論に反対し、陳情に賛成の立場から討論を行います。

国は保険料軽減特例について、平成29年度から原則的に本則に戻す方針を掲げました。元に戻せば均等割8.5割軽減されている方であれば、その保険料負担は2倍に、9割軽減であれば3倍に引き上がることになります。賛成することを求めまして討論を終わります。

○議長(酒井 誠君)

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。陳情第4号については、議会運営委員会では、不採択でありますが、報告のとおり不採択とすることに、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長(酒井 誠君)

次に、「閉会中継続審査」について、議題といたします。

お手元に配付いたしました「議場配付資料③」の3ページを御覧ください。

ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありました ので、お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長(酒井 誠君)

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、 字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に 御一任願いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件の整理については、これ

を議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長(酒井 誠君)

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。 林広域連合長。

〇広域連合長(林 文子君)

本日、上程させていただきました議案等について、御熱心に御審議を賜りまして、厚く御礼 申し上げます。

平成25年4月1日から広域連合長として、務めさせていただきました。任期は、8月29日まででございます。本日の議会が、私の任期最後の議会となりました。この間の、皆様の御指導、御鞭撻に対しまして、この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

次期広域連合長は、相模原市、加山市長が務められます。議員の皆様には、今後とも、後期 高齢者医療制度への変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。閉会の挨拶とさせていただきます。

○議長(酒井 誠君)

これをもちまして、平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、御協力いただき、ありがとうございました。

午後3時47分 閉会

○議決結果

議案	件名	結果
認定第1号	平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決 算認定について	認定
認定第2号	平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計歳入歳出決算認定について	認定
同意第2号	神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
陳情第4号	後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続と負担軽減を求める陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

臨	時	議	長		藤	澤	菊	枝	
議			長		酒	井	誠		
議			員		み	わ	智恵	美	
	Ē	1			加	藤	眞	道	